

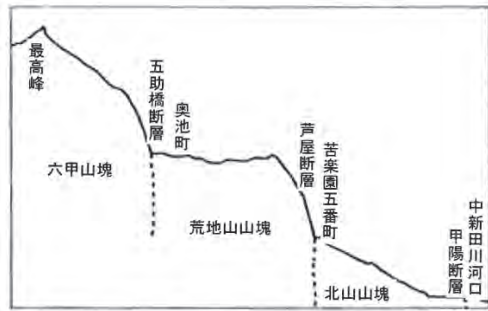
第一〇章 まちの景観 みどりの保全と整備

第一節 景観とみどり

一．景観の特徴

自然と地形を基調とした景観

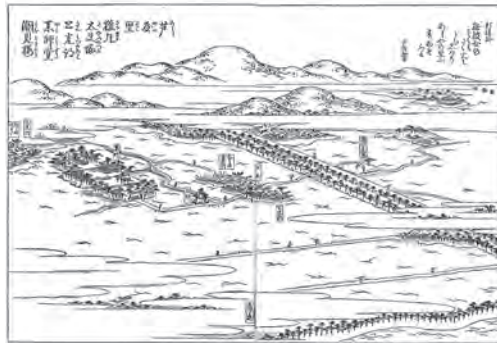
本市は背山の六甲山地と、瀬戸内海に面した平野部から構成される。六甲山地は、10・1にあるように山頂付近の急勾配の六甲山塊と、奥池町付近の台地状の地形を形成する荒地山山塊、山手町から南部の比較的緩やかな北山山塊からなり、山頂からの良好な眺望と平野部から眺める山並み景観に寄与している。寛政八（一七九六）年に刊行された撰津名所図会には、本市内の全体景観として「打出濱」(10・2)と「芦屋里」(10・3)が掲載されているが、両者とも海辺の松林、平野部の寺社仏閣や塚から、遠く六甲山地を望む景観が描かれている。それらを繋ぐものが海から山まで連続した芦屋川沿いの松林である。これらが、本市が持つ自然と地形を基調とした景観の構造を形づくっていた。



10-1 芦屋の地形
(出典)「芦屋市地域の特性等について」六甲砂防事務所



10-2 摂津名所図会「打出濱」



10-3 摂津名所図会「芦屋里」

芦屋八景の変遷 建造物が立ち並ぶ現代においても、右にあげたような景観が市民から好まれている。昭和二十九（一九五四）年に芦屋観光協会から芦屋八景が一般募集され、選定の結果「芦屋十景」となった（10・4・10・5）。十景のうち一から四がレクリエーションの場の展望、五から十が自然風景が中心となっている。昭
が、前者も六麓荘の見越しの松、高座の滝の花崗岩、奥池のアカマツ林、城山のコバノミツバツツジといった特色ある山側の自然景観を基調としたもので、そこに市民の生活が加わって良好な景観を形作っているものであ

- 一 六麓荘のドライブ
- 二 高座の滝ハイキング
- 三 奥池のキャンプサイト
- 四 城山の展望
- 五 芦屋天神のつつじ
- 六 芦屋川畔の散策
- 七 親王塚の森
- 八 芦屋浜の松林
- 九 ロックガーデンの奇勝
- 十 霊園の桜

10-4 昭和29年「芦屋十景」



10-5 昭和29年「芦屋十景」

る。後者については平野部の塚や浜、河川の緑が選ばれており、自然と地形を基調とした景観の構造は変わっていない。

果的には六景に留まった。内容は山側と緑やまちなみに、芦屋川や河畔の松林を加えたものとなった。

昭和四十年には芦屋十景に続くものとして、新あしや名勝が選考委員によって選定された。ここでは、芦屋観光協会の十五年記念事業の一つとして「新芦屋十景」の募集をしたが、市民からの応募数が少なかつたこともあり（十七人・十八か所）結

- 一 芦屋川畔
- 二 松浜公園
- 三 奥池周辺
- 四 芦有ドライブウェイ
- 五 ロックガーデン
- 六 会下山遺跡

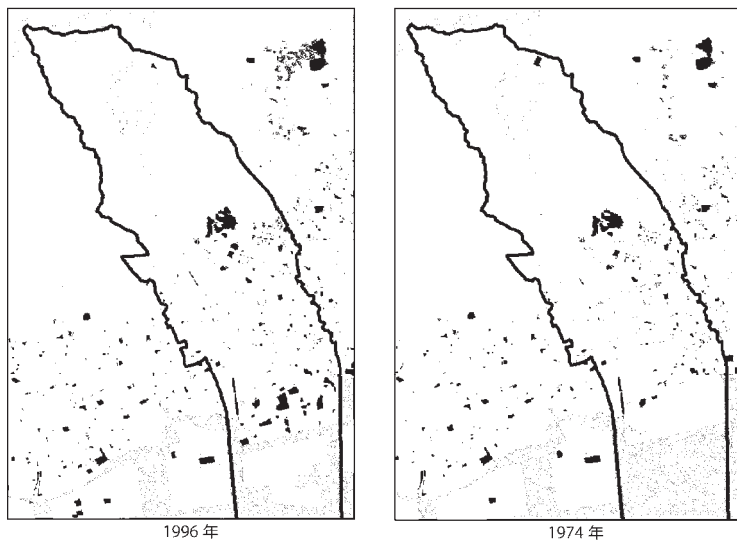
市政四十周年を迎えた昭和五十五年には、市民からの意見をもとに選定委員会で議論し、本市と芦屋観光協会が「新芦屋十景」を選定した。昭和二十九年選定の芦屋十景から新たに芦屋公園と会下山遺跡、芦屋浜シーサイドタウンが加わり、山・川・海の自然景観を好みつつ、新たな生活環境への愛着が増している様子が伺える。そ

のほかの景も、「奥池のキャンプサイト」から「奥池と芦有道路の景観」へ、「親王塚の森」から「打出の史跡（旧打出地区一帯）」へ、「霊園の桜」から「四季の霊園」へと、周辺へ拡がり年間を通じた景になっていく。

- | | | | |
|--------|---------------|--------------|----------------|
| 一 芦屋川畔 | 二 芦屋公園 | 三 奥池と芦有道路の景観 | 四 高座の滝とロックガーデン |
| 五 城山 | 六 会下山遺跡 | 七 打出の史跡 | 八 四季の霊園 |
| 九 芦屋神社 | 十 芦屋浜シーサイドタウン | | |

芦屋観光協会は設立六十周年となる平成二十一年、「新芦屋八景」を選定した。これは前回の選定を当時の状況に合わせて整理したもので、山側の「四季の霊園」が「重要文化財旧山邑家住宅」に、「芦屋浜シーサイドタウン」が新しく整備された「キャナルパークと潮芦屋ビーチ」に変わったほか、平野部の「打出の史跡」が選外となった。この選定からも、山・川の景観の骨格は変わらず、市街地の生活景が時代とともに新しいものへと更新されている様子が伺える。

- | | | |
|--------------|--------------------|------------|
| 一 奥池と芦有道路の景観 | 二 高座の滝とロックガーデン | 三 城山と会下山遺跡 |
| 四 芦屋神社 | 五 重要文化財旧山邑家住宅 | 六 芦屋川河畔 |
| 七 芦屋公園 | 八 キャナルパークと潮芦屋ビーチ周辺 | |



10-6 1974年、1996年にわたる芦屋市の緑量の変化 ■ = 緑地
(資料) 細密数値情報 1974・1996 から作成

自然の分布の変遷

本市の自然は、緑の量としては昭和四十年代から大きくは変わっていない。市域全体を見渡すと、海浜部の住宅地開発に伴う公園緑地が増えているが、中規模公園が計画的に整備されているのは海浜部のみで、国道四三号から山裾までの間にはまとまった緑がほとんどない(10・6)。このことから、本市の市街地の景観は、公園・緑地ではなく南北に通る芦屋川や街路樹などを通して北側に見渡す山並みに支えられていることがわかる。市街地内の自然としては芦屋神社や打出の史跡など、面積は狭いながらも文化的な質を伴った景観が芦屋らしさを醸しだしている。

山の景観と開発

個々の景観をみると、山側の六甲山系の植生は明治期の植林によるコナラ・アベマキ群落や、アカマツ・モチツツジ群落と



10-8 山手住宅地の景観



10-7 アカマツ林の景観

いった、落広葉樹および針葉樹で構成されており、四季によって彩りを変える景観の土台となっている(10・7)。自然植生は荒地山山塊の台地状の地形に残っており、奥池周辺のアカマツ・ハナゴケ群落やごころ岳周辺のヌマガヤオウダ(湿原の植生)などがある。なかでも「奥池周辺の湿地植物群落」は『兵庫県版レッドデータブック2003』の絶滅の危機にある貴重な植物群落(Aランク)として、また「東お多福山のススキ・ネザサ群落」は同(Bランク)として指定されている。ほかにも、谷筋沿いでコブシ、コムラサキ、ヤブウツギなどの貴重な植物が多く分布する。菅屋八景・十景をみても、多くのハイキングコースや奥池キャンプサイトの景観が市民に好まれていることには、これら季節感豊かな植生が影響している。また、「菅屋市のみどりと景観に関するアンケート一九九一」でも、菅屋らしい景観として山並みや山手の住宅地があげられ、豊かな自然と調和した住宅地の景観が好まれている。

山手開発の初期の代表である奥山の開発は、昭和三十六(一九六一)年の菅有ドライブウェイ(一〇・六七キロ)の建設に続き、昭和三十九年から奥山地区約一二七ヘクタールの山地が菅有開発株式会社によって開発されたことに始まる。奥山地区一帯は昭和三十一年に瀬戸内海国立公園六甲山地域に指定されており、



10-9 六籠荘町地区地区計画 区域図
(出典) 芦屋市公式ホームページ

緩やかな南向きの斜面は当時の市長の「芦屋を東洋のジュネーブに」という理想に近い立地条件であった。反面、自然公園法の特別地域内の許可基準や風致地区、近郊緑地保全区域や保安林、砂防指定地といった規制も多く、開発には環境を破壊しないよう十分な配慮がなされた。開発後も奥池町、奥池南町共に自治会によって任意の建築協定が定められ、平成十七年からは地区計画でも緑被率などの既存規制に加え建築物の用途規制を設けるなど、住民による良好な住宅地景観の保全が継続されている(10・8)。

もう一つの山手開発の代表である六籠荘町地区は、本市北東端部の山手地区であり、北は市街化調整区域、東は西宮市の苦楽園と接した自然豊かな住居地区である。昭和三年から同じく背山を持つ香港島の高級住宅地を手本に、豊かな自然環境のなかに低層住宅を中心に開発されてきた。その後も住民の高い意識と恵まれた環境を背景に、日本でも屈指の緑豊かで自然に恵まれた良好なまちなみが形成されてきた。「現在の緑豊かな自然との調和を図りつつ、低層の戸建て住宅を中心とした良好な住環境を保全、育成していくことを目標とする」六籠荘町地区地区計画(計画区域は町域全体七・七ヘクタール)が平成十八(二〇〇六)年九月二十六日に策定された(10・9)。こ

れは町内会が運営していた任意の建築協定をもとにしており、その土地利用方針は「これまでの自然豊かで戸建て住宅主体の良好な住宅地を保全、育成するよう土地利用を誘導し、既存樹木については、極力伐採を避け移植する等保存に努め、敷地内には積極的に植栽を行い緑化に努めるとともに、隣地の眺望を阻害することのないよう維持管理を怠らないようにする。土地の形状はできる限り保全し、また、防災面にも配慮し、近隣に影響を及ぼすような著しい土地の形状の変更は行わないように努める。」とあり、豊かな緑を基調とした景観を保全



10-10 芦屋川から六甲山系を望む景観

することを中心に据えたものである。加えて「昭和の初期に先輩方が心をこめて造成し、日本屈指の緑豊かで自然に恵まれた住宅地をつくろうとしたまちの理念を継承」すべく平成十九年六月十六日の六麓荘町内会定期総会にて「改訂六麓荘町建築協定」が承認された。ここでは、敷地や建築面積、建築物およびその他のデザイン指針などに加えて、地区計画と整合させた「敷地の道路に面する囲障は生垣または見通しの妨げとならないフェンスなどとする事」(第六条一〇)や「緑地率の最低限度は四〇%または三〇%とする。(緑地面積十平方メートルにつき、高木一本かつ、中木二本を植栽すること)」(第六条一五)、とともに「敷地内には積極的に植栽を行い緑化につとめるとともに、空地の所有者は一年に一回以上の草刈並びに樹木の手入れを行うなど、隣地の眺望を阻害することのないよう(高さ十



10-11 市街地の景観の変化
(出典)『あしや子ども風土記 写真で見る芦屋今むかし』

メートル程度)保守管理をおこなわないこと。(第六条一六)といった緑豊かなまちなみを保全する内容が記載されている。また地区計画のうち、敷地面積を四〇〇平方メートル以上と規定する部分についてなど確認申請とリンクする項目については、「芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」改正案として平成十八年十二月二十二日の市議会において全会一致で可決され、平成十九年二月一日から施行された。

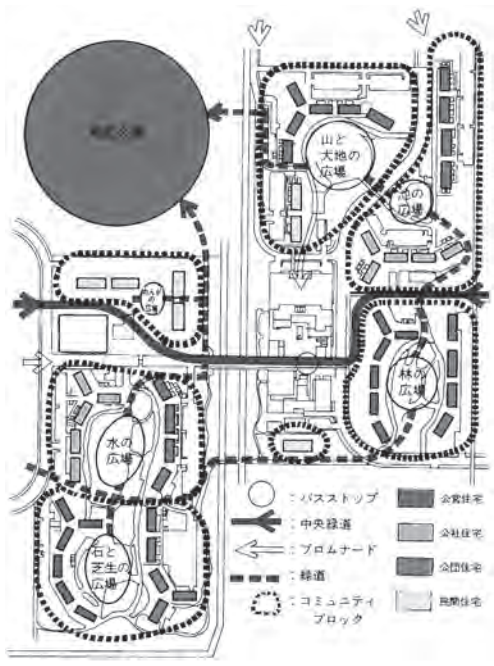
市街地の景観と開発

市街地景観の骨格は、六甲山地から瀬戸内海に流れ込む芦屋川と宮川である。大正期、芦屋川には上流の開森橋や山手町付近まで松林が続いていたが、台風での倒木や水害の際の土のうの代用によって上流部の松林は減少し、今では松並木はほとんどみられない。その後、芦屋公園を含む業平橋までの川沿いに昭和十(一九三五)年に約四〇〇本のクロマツが植樹されたことや、第三種風致地区(建物高さ一五メートル以下、建ぺい率四〇％以下など)を中心とした芦屋川風致地区に指定されることにより、芦屋川周辺は建物と樹木が一体となった良好な河川・住宅景観を形成している。また、芦屋川は周辺の高さ規制の効果もあり、海から山まで眺望が通る視点場としても、芦屋の景観の骨格となっている(10・10)。一方で市街地には、駅前再開

発や大規模集合住宅の建設に伴って、山を望む景観が阻害されるといふ課題も含まれている。「芦屋市のみどりと景観に関するアンケート一九九一」でも景観の良くない場所として「JR 芦屋駅周辺があげられるなど、高層棟が山腹の中景の見通しを阻害することは、本市の景観の大きな課題といえる（10・11）。

海岸部の景観と開発

海岸部には自然地域は残っておらず、宮川沿いの芦屋中央公園やキャナルパーク沿いの陽光緑地、芦屋市総合公園の潮芦屋浜などが整備されてきた。これらの自然的な環境が、芦屋浜の高層住宅群



10-12 芦屋浜のグリーンネットワーク
 (出典) 「広報あしや」昭和50年8月5日号

や阪神高速道路湾岸線などの大規模人工構造物の視覚的圧迫感をその緑量で一定程度緩和し、近代都市としての景観を形成している。

昭和四十四（一九六九）から五十五年までかけた埋立地の開発として、昭和四十七年に芦屋浜開発計画が策定された。昭和五十年八月五日号の「広報あしや」では、中央部の高層住宅について計画詳細が説明され、六つのコミュニティと緑のひろばをつなげることで「人が住



10-13 海沿いの陽光緑地

む、しあわせが芽生える」というキャッチフレーズのまちづくりが示された。六つの区画の中央には、山・林・池など自然をテーマとした約一万平方メートルの広場をつくり、これらは歩行者と自転車専用の緑道でつながれ、北西部の地区公園へと結ばれている。この歩車分離のグリーンネットワークによって、良好なまちなみと近隣の交流が図られた。埋立地全体を俯瞰ふかかんしても、住区を取り巻く外周護岸に海浜グリーンベルトが設置され、中低層住宅の戸建て周りには十分な緑化スペースが設けられるなど、海辺の環境と一体となった埋立地全体での緑景観の形成が図られている（10・12）。海浜部のため、埋立地東北部で植栽実験を行ない、埋立地に適した樹種を選定した。このような「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」をふまえた緑化によって全埋立地公園化が推進された（10・13）。

二二 景観を守る制度・計画

背景

本市は昭和十五年に精道村から市となった。昭和二十六年には「芦屋国際文化住宅都市建設法」が制定されて、国際文化あふれる住宅都市の建設という目標を明らかにしている。これは「同市を国際文化住宅都市として外国人の居住にも適合するように建設し、外客の誘致、ことにその定住を図り、わが国の文化観光資源の

利用開発に資し、もつて国際文化の向上と経済復興に寄与することを目的とする。」とうたわれている国際性を視野に入れた画期的な法律であった。

昭和十六年には芦屋都市計画区域が決定され、用途地域や風致地区などの区域が西宮都市計画から独立している。昭和二十一年には、都市計画道路・公園などの計画を決定し、昭和二十七年から公園の供用が開始されるようになった。昭和三十二年には、六甲山で「瀬戸内海国立公園」特別地域が指定され、徐々にではあるがまちの方向性が定まってきた。昭和三十九年には「芦屋市民憲章」が制定され、「緑豊かな美しいまちづくり」がめざされた。「わたくしたち芦屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましよう。」と記された憲章は、その後の緑豊かなまちづくりへの基盤となる。

景観に関わる法制度の変遷 昭和三十年代後半、京阪神の大都市では産業と人口の過密化が進み、近郊の無秩序な市街化が問題となった。一方、周縁部の地域ではさまざまな開発への圧力があつた。このため、市街地の無秩序な膨張を防止し、外周部では自然環境との調和が図られた魅力ある都市の育成、整備を進めることが必要となった。このような状況のもと、「近畿圏の整備に関する総合的な計画」として昭和三十八（一九六三）年に「近畿圏整備法」が制定された。同法に基づき、既成都市区域、近郊整備区域、都市開発区域および保全区域などが指定された。近畿圏整備計画が策定されることとなった。

次いで昭和三十九年、大都市の周辺部と外周部において、魅力ある都市を整備・開発するための具体的手法を規定した「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律」（昭和三十九年）が制定され

た。さらに同法に基づいた各区域の建設計画が策定されることになった。さらには、基本整備計画、建設計画および事業計画という体系がとられるようになった。

また、昭和四十二年に制定された「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」に基づいて各保全区域に「保全区域整備計画」が策定されている。そのほか、既成都市区域の近郊において特に保全効果の高い緑地については、昭和四十三年と四十六年に、西宮市、宝塚市、本市の三市にまたがる六甲山の緑を保全する目的で、総計三九五五ヘクタールの「近郊緑地保全区域」が指定された。その結果、北部の山麓地域はほぼ全域が近郊緑地保全区域となった。このようにして、緑地の保全に関する法制度の整備が順次進められていった。

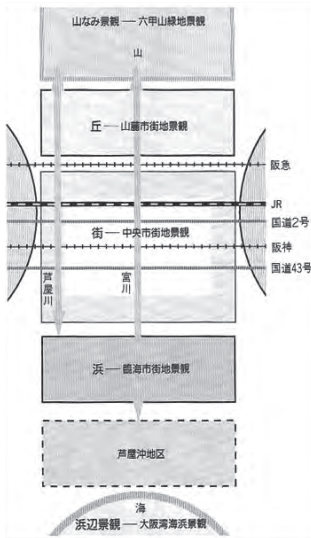
景観基本計画と景観条例 国際文化住宅都市の美観形成は早くから都市づくりのテーマであったが、平成二〇（一九九〇）年に景観基礎調査を実施したのが景観施策への最初の取り組みである。

基礎調査によると、芦屋らしい景観をつくる重要な施設には寺社や史跡などの歴史資源とともに洋館・和館などの建造物が多くあることがわかった。また、芦屋らしさを感じさせてくれる雰囲気のあるところを「景観ポイント」（二五カ所）とし、新しい商業施設やマンションなどでも景観に配慮している建物を「景観スポット」（二五カ所）として評価した。景観ポイントには、地道の路地、洋館・和館の門構えや塀と庭木による雰囲気のあるところが多く、暮らしの風景が芦屋らしさを創っていることがわかる。また、景観スポットは、新しいデザインのなかに、景観ポイントにみられる暮らしのしつらえがかたちを変えて継承されている建物だといえる。

市民アンケート（芦屋市のみどりと景観に関するアンケート一九九二）では、芦屋らしい景観として芦屋川沿

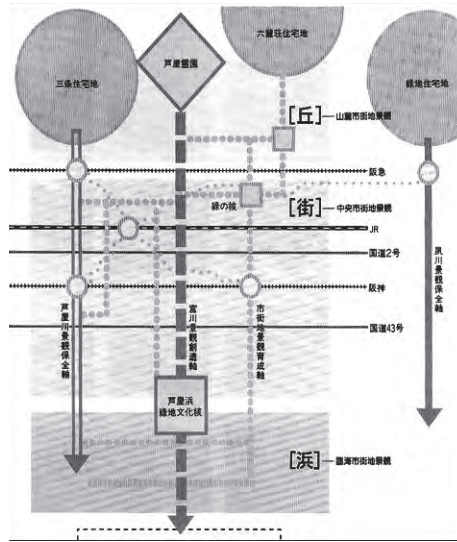
この景観と山並みや山手の住宅地があげられている。

こうした調査をふまえて、芦屋市都市景観形成基本計画が平成六年に策定された。この計画は、昭和四十八（一九七三）年の緑ゆたかな美しいまちづくり条例の第三条（緑ゆたかな美しいまちづくりを達成するための総合的な基本計画）に基づき策定されたものである。計画では、芦屋の景観構造を示し、都市景観の特性から「自然景観」と「市街地景観」に類型し、都市の骨格となる主要道路や河川沿いの景観を「景観軸」、歴史的景観拠点やランドマーク、界隈や環境景観点など特徴的な景観を示すところを「景観点」と位置づけ、地域の景観のストラクチャー計画を示すとともに、芦屋川地区、六麓荘地区、JR芦屋駅周辺地区、阪神打出駅周辺地区、芦屋浜地区について都市景観モデル地区計画を検討している。



10-14 景観構造図
 (出典)「芦屋市都市景観形成基本計画」

この計画の実現のための景観条例制定の準備をしているときに、阪神・淡路大震災が発生した。大きな被害をうけた市街地の復興が緊急課題となり、景観条例への取り組みは停滞した。震災により景観ポイントの多くを喪失し、芦屋らしい住宅地景観を見失っているなかで、平成八年芦屋市都市景観条例が成立した。景観条例では、景観形成基本計画の策定、景観地区・景観重要建築物等の指定、大規模建築物の届出制度、景観市民団体・景観市民協定、都市景観に関



10-15 景観軸形成計画図
 (出典)「芦屋市都市景観形成基本計画」

する表彰や助成制度が位置づけられた。条例に基づき平成八年に景観形成基本計画が策定されたが、その内容は、平成六年に策定された芦屋市都市景観形成基本計画をほぼそのまま引き継いでいる。

景観構造(10・14)を示し、山と海の景観と眺望景観に関する自然景観計画、丘・山麓市街地、街・中央市街地、浜・臨海市街地に住宅地を類型し整備方針を示す市街地景観計画、河川軸・道路軸・軌道軸と道・緑・水のネットワークの景観に関する景観形成計画(10・15)、本市の景観構造を特徴づけ

るポイントや地区特性の拠り所となる建築物や街角、道・緑・水のネットワークの保全・整備ポイントとなる景観の抽出と計画のための景観形成計画が、ストラクチャー計画として示されている。地区別計画の対象となるモデル地区には、既に検討されていた五地区のほかに、岩園地区や山手地区、震災復興事業区域なども検討対象と考えられるとしている。加えて、具体的に景観行政を進めていくために、助言・指導や助成などの施策運用の方針と公共空間における景観整備事業の推進の方策を示し、市としての取り組みを明確にするとともに、市民などの参加による景観形成の推進の必要を示す計画となっている。

運用においては、震災後の復興過程で、土地の流動化に伴う事業型の共同住宅（分譲マンション）の建設が増えており、大規模建築物の届出制により大きなインパクトを調整して景観形成を図ることが求められていた。

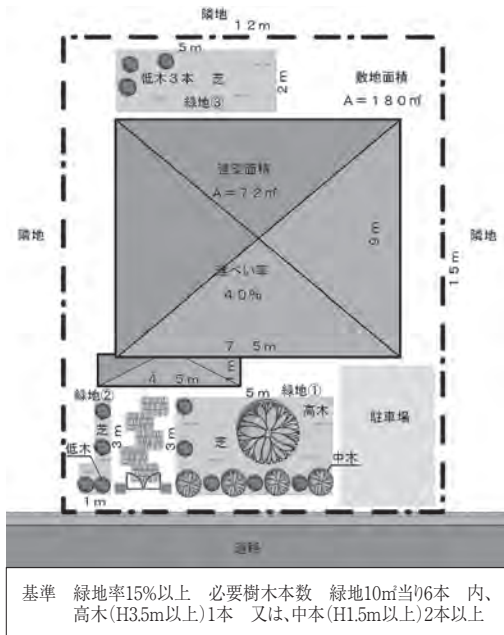
景観地区と緑の保全地区

第四章第五節にあるような経緯で、本市では平成六（一九九四）年に芦屋市都市

景観形成基本計画の策定、阪神・淡路大震災からの復興のなかで平成八年に芦屋市都市景観条例の施行と芦屋市都市景観形成基本計画の策定がなされ、本市全域が自主条例に基づく規制下に指定された。その後、景観に大きく影響を与える建築物などについて景観アドバイザーと事業者・設計者との協議が行なわれてきたが、協議内容が活かされない実態もあり、土地の細分化やマンション化により美しい住宅景観が失われてきた。これらの問題に対処すべく、本市は平成十七年の景観緑三法の制定に伴って、全市を景観法に定める景観地区に組み込んだ。

これによって平成二十一年七月一日からは本市内におけるすべての建築物および認定を要する工作物に関わる新築または新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕または模様替え、色彩の変更において景観法に基づき市長への認定申請が必要となり、形態意匠の制限への適合について認定審査を受けることとなった。

全市が景観地区となったことよって形態意匠上の景観が保たれる一方で、土地利用および建築計画の規制による景観誘導については、引き続き地区計画が寄与することとなる。本市の一五地区の地区計画（第四章参照）では、翠ヶ丘町地区や高浜町南地区、六麓荘町地区、奥池町地区、奥池南町地区で緑化率の最低限度が設けられ、多くの地区で道路沿いの敷地に垣または生垣の設置が求められるなど、緑豊かなまちなみ景観の創出が意図されている。



基準 緑地率15%以上 必要樹木本数 緑地10㎡当り6本 内、
高木(H3.5m以上)1本 又は、中本(H1.5m以上)2本以上

10-16 緑の保全地区
敷地面積 180㎡の1戸建て住宅の植栽例
(資料) 芦屋市公式ホームページ

平成二十一年から、緑ゆたかな美しいまちづくり条例および緑の基本計画に基づき、緑豊かな住宅地を保全すべく「緑の保全地区」指定が始まった。六甲山風致地区に隣接する岩園町地区(約一三・九ヘクタール)と芦屋川風致地区にある芦屋公園に隣接する浜芦屋町・松浜町地区(約一一・九ヘクタール)が指定され、緑地面積の敷地面積に対する割合および緑地に植栽する樹木の基準が規定された。平成二十二年には、JR神戸線以南の芦屋川沿い二二・五ヘクタールが特別景観地区にも指定されている。これらの措置によって、芦屋川を中心とした

特色ある風致の住宅地へのにじみ出しが期待され、緑豊かな住宅地の更新が担保される。

10・16にあるように、「緑の保全地区」では単に緑の量を確保するだけでなく、道路からの景観を良好にすべく、住宅前面に緑を配置する植栽例が設定され、景観の質が向上される配慮もされた。

景観をつくる要素 本節で述べたように本市の景観は、背山の六甲山系と芦屋川、海辺の浜といった自然環境を骨格

とし、各時期の開発によって整備された公園・緑地や街路樹を中心に、住宅まわりの生活のみどりがまちに若屋らしさや潤いを与えるといった構成になっている。平成に入って、景観形成計画などの策定を通して一体的な緑の整備が図られているが、本市における前記の景観要素はそれぞれにおいて異なる背景や制度、事業から成る。次節以降、若屋の景観をつくる公園・緑地および生活のみどりについて、それぞれ変遷や具体内容について述べる。

第二節 公園とみどり

一．公園・緑地計画の変遷

公園緑地政策の変遷

昭和四十（一九六五）年には若屋市都市公園条例が公布・施行され、公園行政は新たな展開をみせていく。昭和四十五年には、市制三十周年を受けて、市花には六甲山でよくみられるコバノミツバツツジ（10・17）が、市木には歴史のあるクロマツ（10・18）が決定された。さらに昭和四十八年には「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」が制定され、「緑のまちづくり」「清潔なまちづくり」「住みよいまちづくり」の三本柱が示された。それに基づいて、定めるべき基本



10-17 市花 コバノミツバツツジ



10-18 市木クロマツ（芦屋公園）

計画、区域などの指定、規制基準など五項目のあり方について「緑ゆたかな美しいまちづくり審議会」に諮問した。さらには、本市独自の「環境保全条例」の制定や、住宅都市としての水準を高めるため、全国に先がけて指定を受けた地域地区の再編成など、目標に向かっての市街地の整備、再開発が進められた。

高度経済成長期の公園計画

高度経済成長期にあたる昭

和四十年代から五十年代には、宅地などで虫食い状に開発されていく芦屋山麓を総合整備することで緑を保全すべく、前山公園（剣谷）が昭和四十五年に供用を開始した。前山公園は、芦屋霊園の西側に位置し、城山や剣谷の緑とともに山麓グリーンベルトを形成しており、市街地全体を眺望することができる公園として市民の利用も多い公園である。昭和三十六年に供用を開始した岩ヶ平公園（岩園町）には、昭和四十八年にアメリカ・カリフォルニア州モンテペロ市との姉妹都市を記念した「モンテペロバラ園」(10・19)が開園し、国際文化住宅都市をめざす本市を象徴する場となった。昭和四十七年には、モンテペロ市に「アシヤパーク」が整備されている。また、平成三（一九九一）年度から三か年の国庫補助で整備を開始した仲ノ池緑地が、六甲山の自然を体験できる自然生態観察公園として平成六年に供用開始した。本緑地は平成十七年から施行された第二次芦屋市環境計画内でも「人と自然のふれあいの場の保全」の五拠点の一つとして位置づけられており、定期的に自然観察会など



10-20 芦屋中央公園（芝生広場）



10-19 モンテペロバラ園

で利用されてきた。

明治四十（一九〇七）年には、国道四三号から河口付近まで芦屋川沿いに続く芦屋公園（浜芦屋町・松浜町）が供用を開始した。ここには樹齢一五〇年余の市木クロマツなど五五〇本が茂り、一角には源頼政が射落とした怪物が流れ着いたという「ぬえ塚」があり、本市の歴史と文化を象徴する景観を形成している。

昭和五十五年に埋め立てが完了した芦屋浜では、昭和五十五年には地区公園である芦屋中央公園（若葉町）（10・20）と近隣公園である東浜公園（浜風町）と西浜公園（潮見町）が、昭和五十九年には海浜公園（浜風町）が供用を開始し、その他、八か所の街区公園、一か所の緑道が整備された。特に芦屋中央公園は当時市内最大の公園として開園し、野球場やジョギングコースなどスポーツ施設や、近隣の市立美術博物館や谷崎潤一郎記念館とあわせて、芦屋浜開発の「人と自然が調和する」新しいライフスタイルを象徴するものであった。プールや海岸線のジョギングを楽しめる海浜公園や、広場や野外ステージ、テニスコートが整備された東浜公園も同様の方針で整備・活用されている。

近隣公園や街区公園は、昭和初期から続く土地区画整理事業によって整備されたものも多い。岩ヶ平地区土地区画整理事業において岩ヶ平公園（街区公園）が

地区区画整理事業				
地区および事業名	種別	公園・緑地等名称	面積(㎡)	摘要
岩ヶ平地区	街区公園	岩ヶ平公園	6,373	
	街区公園	甲南公園	3,695	
甲南地区	街区公園	岩園公園	1,596	
	緑地公園	仲ノ池緑地	13,292	
	計		18,583	
戦災復興土地区画整理事業	街区公園	楠公園	654	
	近隣公園	宮川公園	11,000	現県芦高校グラウンド
	近隣公園	芦屋公園	9,980	現芦屋公園一部
	街区公園	宮塚公園	2,294	
	街区公園	津知公園	3,000	旧名称川西公園
	街区公園	川西運動場	5,973	市民公園
	街区公園	松ノ内公園	1,140	
	街区公園	月若公園	1,049	
	街区公園	打出公園	1,748	
	計		36,838	
浜手地区	街区公園	南宮公園	1,329	
	街区公園	東山公園	7,516	
北部地区	街区公園	東山北公園	1,642	
	街区公園	東芦屋公園	1,113	
	街区公園	朝日ヶ丘北公園	6,060	
	街区公園	朝日ヶ丘公園	10,503	
	街区公園	山麓公園	3,783	
	街区公園	岩園北公園	1,639	
	計		32,256	
中部地区	街区公園	公光公園	1,051	
春日地区	街区公園	春日公園	2,969	
土地区画整理	合計		99,399	

10-21 地区画整理事業で整備された公園・緑地
(資料) 公園緑地課

整備されたことをはじめとし、甲南地区土地区画整理事業において二街区公園と一緑地、戦災復興土地区画整理事業において二近隣公園と七街区公園、北部土地区画整理事業において七街区公園、中部土地区画整理事業、春日土地区画整理事業および浜手地区土地区画整理事業において各一街区公園が整備された(10・21)。三〇〇〇平方メートルを超える規模の比較的広い街区公園は、これら土地区画整理事業にて整備されることが多く、市民生活の基盤を形成するようになった。

平成に入ってからは一〇〇〇平方メートル以下の小規模街区公園が多く整備されることとなる。

高度経済成長期を中心として、山側の公園・緑地と山麓によって緑の帯が形成された。芦屋川沿いの線の緑も保全され、海側の住宅地域で都市公園が体系的に整備されることとあわせて、緑を骨格に持つ本市の良好な住環境の基本構造が形成されていった。

震災復興期の公園計画 平成七年

(一九九五年)の阪神・淡路大震災後には、阪神間都市計画事業である芦屋中央震災復興土地区画整理事業、芦屋西部第一地区震災復興土地区画整理事業、芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業、および若宮地区震災復興住環境整備事業の一環として公園・緑地が整備された。

震災復興における公園・緑地整備の基本事項としては、震災復興のまちづくりにおいて大公園の設置・小公園の分散設置のメリット・デメリットを議論した結果、小公園分散型の整備が採用され(津知公園、第一〇五号公園、第一二二号緑地)、日常的に使いやすい公園群をネットワークさせることで非日常時の避難地としての機能を付加することが意図された。公園・緑地の基本的な役割・機能としては、①自然に親しむ場(緑・花・水など)、②貴重なオープンスペース(日当たり・風通し・広がり・まちなみ・街角のシンボルなど)、③ふれあい・憩いの場(街角のコミュニティスペース・井戸端会議・休憩場所など)、④暮らし・防災ミニ拠点(防災拠点(水汲みの場・ミニ広場など)・情報拠点(市掲示板など))、⑤集いの場(小さな行事の場(餅つき大会・バザーなど))、⑥遊びの場(幼児の簡単な遊びの場)、⑦共用地(住民が共同(協働)して手をかける場(共用花壇・キッチンガーデンなど))が設定され、従来の都市公園と比べ日常的なコミュニティ活動の活性化によって非日常時の防災機能を向上させる場となるよう意図された。また、西部第一地区では、区画道路の一部として広場が整備され、地区内のオープンスペースを補充した。施設設置やデザインについては、公園・緑地の基本的機能をふまえたうえで、日常時の安全面に配慮しつつ手押しポンプ式の井戸を設置するなど非日常時に備えた施設も設置され、管理面は住民意向やまちづくり協議会が検討する利用・管理のルールを採用することとなった。

震災復興土地区画整理事業

地区および事業名	種別	公園・緑地等名称	面積(㎡)	摘要
中央震災土地 区画整理事業	街区公園	公光公園	1,058.35	既設公園の再整備
	街区公園	大栴公園	2,500	
	街区公園	茶屋公園	1,000	
		計	3,500	
西部第1地区 震災復興土地 区画整理事業	街区公園	前田公園	2,000	
	街区公園	清水公園	1,100	
		計	3,100	
西部第2地区 震災復興土地 区画整理事業	街区公園	津知公園	500	既設公園の拡張整備 (3000→3500.03㎡)
	街区公園	津知北公園	468	
	街区公園	津知南公園	501	
	街区公園	津知中公園	685	
	街区公園	川西北公園	494	
	街区公園	川西南公園	146	
		小計	2,794	
	緑地	津知緑地	600	第1号緑地460㎡ 第2号緑地140㎡
		計	3,394	
		区画整理 合計	9,994 (11052.35)	()内は既設公園の 再整備を含めている。

震災復興住環境整備事業

地区および事業名	種別	公園・緑地等名称	面積(㎡)
若宮地区震災 復興住環境 整備事業	緑地	若宮緑地	780
		小計	780
	広場	若宮1番地ひろば	316
	広場	若宮8番地ひろば	338
	広場	若宮健康ひろば	640
	広場	若宮街かどひろば	50
	広場	若宮ちびっこひろば	463
	広場	常磐地蔵尊	70
		小計	1,877
		合計	2,657

10-22 震災復興で整備された公園・緑地
(資料) 公園緑地課提供

れた。これらは公園・緑地に活用しやすい自然樹形で活力度合いが高く、移植が容易で希少種・固有種・周知性・歴史性などの特別な要素を含むといった指標によって評価・選定された。震災復興関連の整備事業の結果、10・22に示すように中央地区に三公園(約四五八平方メートル、再整備含む)、西部第一地区

公園整備にあたっては地域でワークショップが開催され、検討には事業の時間的制約と早期復興の目標もあり、コンサルタントがデザイン案を提示しながら住民意見を反映させていく手法がとられた。

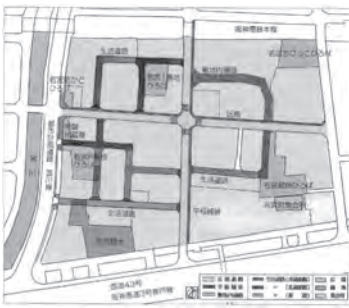
部第二地区では、先行買収地、市有地および従前公共用地にあつた二四〇本の既存樹木が、整備事業に用いら

に二公園（約三二〇〇平方メートル）、西部第二地区に六公園（約二七九四平方メートル）と二緑地（約六〇〇平方メートル）、若宮地区に一緑地（約七八〇平方メートル）と六広場（約一八七七平方メートル、再整備含む）の四地区で合計一万三七〇九平方メートルの公園などが整備された。

これらは同時に整備された街路や生活道路、敷地内通路と一体となって地区の防災性能を向上させるネットワークを構成した（10・23）。その結果、まちなみ緑化助成制度による一般住宅敷地の緑化とあわせて良好な生活の景観を形成していくこととなる（10・24）。

南荻屋浜開発期の公園計画

震災復興事業以降は、南荻屋浜への本格入居が始まったことを受けて、平成十五年に街区公園である陽光公園、平成十五年に近隣公園である親水中央公園（南浜町）、平成十六年に本市唯一



10-23 公園・緑地による防災ネットワーク（若宮地区）
（資料） 芦屋市公式ホームページ



10-24 若宮地区に整備された8番地広場

の総合公園である芦屋市総合公園（平成十五年一部共用開始・陽光町）、平成十七年に親水西公園と親水緑地、平成十八年に南浜公園が供用を開始した。

芦屋市総合公園は、大気汚染対策緑地建設譲渡事業として国の支援も得ながら、約一〇ヘクタールという市内最大規模の総合公園として整備された。整

備にあたって平成二年の都市計画決定当初は、市内に運動施設を有する規模の公園が不足していることから市民の健康保持と都市環境の改善を主目的として計画されていたが、平成七年策定の芦屋市震災復興計画において本市の環境保全を図るとともに陸・海・空からのアクセスに適した広域避難地としても位置づけられた。また、当初案では総合スポーツセンターの整備も含まれていたが、震災後の財政難から予定地を売却処分し、それを総合公園の整備費に充当することとなった。南芦屋浜の環境は、西側に位置する芦屋市総合公園と、異事業として整備された港湾緑地（約四・二ヘクタール）と砂浜や磯場を配した人工海浜（約六・八ヘクタール）が一体となって構成されている。一方で、市民の声を可能な限り取り入れるべく平成十一年度に公園づくりシンポジウムが開催され、検討委員会における議論をふまえて最終計画が策定された経緯もある。整備中の平成十三年には市民団体から高さ九メートルのエノキが寄贈され、平成十五年には市民の記念植樹による「市民の森」づくりや花壇づくり、まき芝体験などの実施、企画運営・維持管理の組織づくりを考えるワークショップの開催など、市民とともに公園をつくり育てることが実践されている。

一方、マンション建設に伴って都市計画法上の規定により自治体に提供される小規模提供公園では、条例によって技術基準や位置、形状については指導できるものの、公園行政としての市内における計画的な配置は見込めない。平成二十二年時点で、本市内の提供公園は四一か所、計二万二四〇〇平方メートルとなっているが、供用数の増加による管理コストの増大といった課題を含んでいる。

二. みどりの保全方策と緑の基本計画

緑地の現況と評価

本市における自然的環境は、山林、川、海、池、公園、緑地、樹林地、生産緑地、住宅地内の樹木、生垣などさまざまな機能、規模を持ったものがあり、これらが全体として体系的に位置づけられ、有機的な連携を図りながら確保される必要がある。緑の基本計画策定の目標は、まちの緑全般についての将来のあるべき姿とそれを実現するための施策を明らかにし、市全体として緑豊かなまちを孫子の代へ引き継いでいこうとするものである。

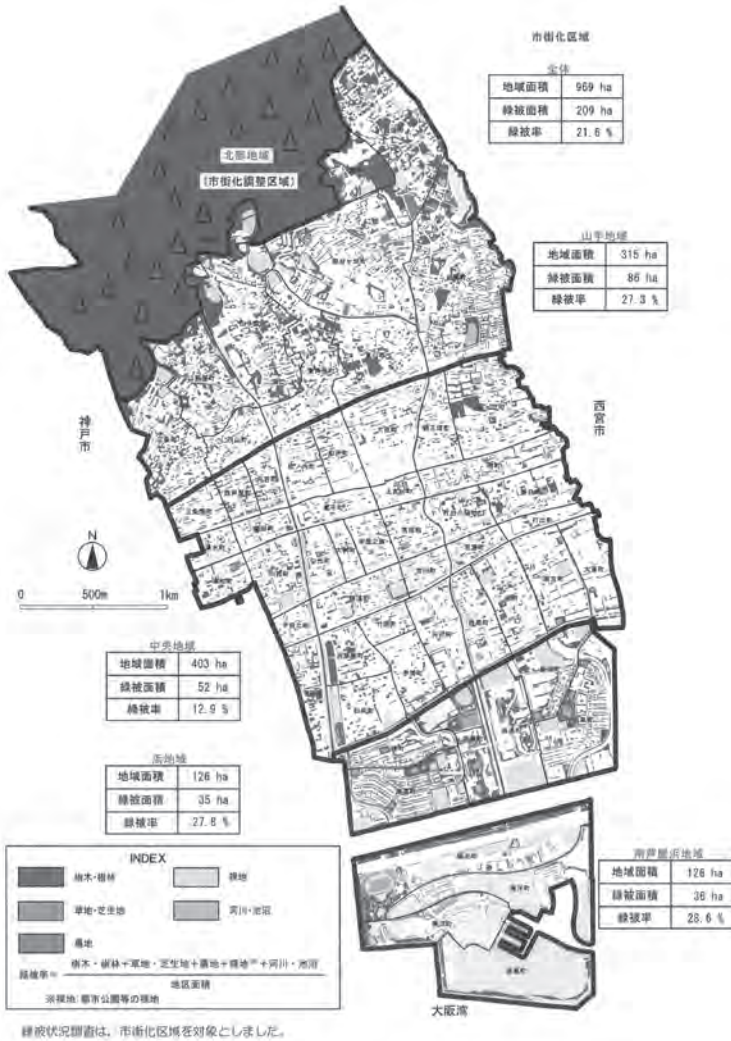
市全体をみると、六甲山系の緑のかたまりは、市民に大きな安らぎと潤いを与えている。それに対して市域中心部は相対的に緑の量が少ない。芦屋川やその周辺の緑の景観は、本市を代表する景観であり、重要な役割を担っている。しかし、芦屋川や宮川をはじめとする南北軸は緑量が少なく、環境保全機能は弱いといわざるを得ない。市中心部の東西軸はさらにその環境保全機能は弱い。一方で新しく整備された浜地域は、計画的に公園が整備され、市民のレクリエーション活動の新たな拠点ともなっている。

緑の基本計画 本市独自の緑の基本計画としては、後述する「芦屋市庭園都市」の実現をめざして、芦屋らしい緑（個人住宅等の敷際の緑、芦屋川周辺の緑、六甲山系の緑など）を守る、創る、育てるという三つの計画のテーマを掲げている。

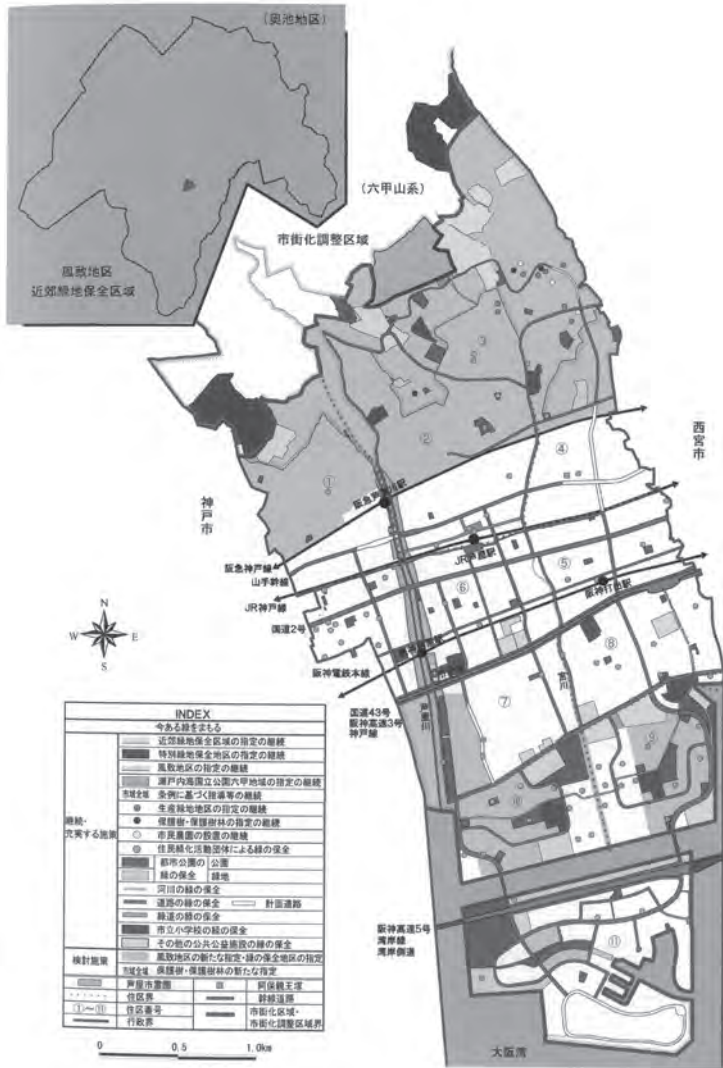
緑の確保方針としては、環境保全のための緑地の確保をはじめとして、レクリエーションのための緑地、防災

のための緑地、景観構成系統の緑地など目的に応じた緑地の確保方針をあげ、総合的な緑地を確保するとしている。10・25の本市の緑被率に示されるように、本市では六甲山の緑が大きなウエイトを占める反面、市内は新しく開発された南部の公園以外は小さな公園が点在している。平成十七（二〇〇五）年度の緑の量は、約二〇九ヘクタール、緑被率は、約二二％、人口約九万九〇〇人、都市公園面積約八二ヘクタール、一人あたり約九平方メートルであるが、平成三十二年度における緑の目標量としては、市街化区域において、現在より約六〇ヘクタール増加の約二六九ヘクタールで、緑被率は、約二八％になる。市域全域の都市公園などの目標量は、約三二ヘクタール増加の一三ヘクタールとなり、目標年次の人口約一〇万四〇〇〇人に対して、一人あたり約一一平方メートルとなる。

計画を実現するための芦屋らしい緑を守る施策として、近郊緑地保全区域や特別緑地保全地区、そして瀬戸内海国立公園六甲地域などの指定の継続、あるいは住民緑化団体による緑の保全など、さまざまな制度の継続や緑化活動の支援と風致地区の新たな指定などの新規検討施策があげられている（10・26）。また、芦屋らしい緑を創る施策としては、芦屋庭園都市アクションプログラムの推進や条例に基づく指導などによる緑化の推進、六甲山系グリーンベルト整備事業（後述）の実施などの継続や、緑化重点地区の指定による緑化の推進などの新規施策、そして、不要となった既存の樹木を活用するグリーンバンクの設置などのさらなる検討も必要とされた。さらに、緑化の普及啓発活動の拡充や、顕彰制度の拡充、効果的な緑の管理体制の拡充などもあげられている。



10-25 緑被状況図
 (出典)「緑の基本計画」



10-26 平成 19 年 9 月 緑を確保するための施策方針図 1 (出典)「緑の基本計画」

緑化の推進策

各地域別の緑化の推進策として、民有地の緑化、ハイキングコースの保全、六甲山系グリーンベルト整備事業の実施、保護樹林などの保全、公園緑地の整備、公共公益施設の緑化、緑化地域の指定の検討、緑化重点地区の指定などさまざまな対策が考えられている。

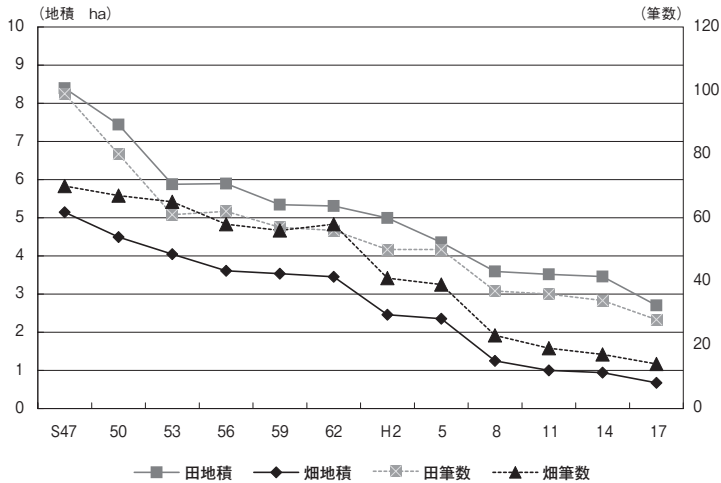
施策の展開では、実施主体が国や市、県、そして市民との協働が必要不可欠でもある。そのほかには、緑化重点地区として、南芦屋浜地区や、J・R 芦屋・阪神芦屋駅エリア地区など、都市のシンボルとなる地区や緑が少ない住宅地、風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区を定めている。

風致地区による緑地保全

一方、さまざまな法制度の策定にも関わらず、数多くの集合住宅が山麓部に存在することも否めない。昭和四十五（一九七〇）年には、「阪神間都市計画区域」となる七市一町が定められ、本市の都市計画区域は、新たに開発された浜の一・二八ヘクタールが加えられて一七三五ヘクタールとなった。風致地区は、六甲山地区が一〇五四・七ヘクタール、芦屋川地区が三三・三ヘクタールの計一〇八八ヘクタールとなり、昭和十六年に「芦屋都市計画区域」決定により独立した市区域内の風致地区一二八二ヘクタールと比較すると、総計で市街化区域のなかでは約二〇〇ヘクタールの風致地区が解除されたこととなる。

その背景としては、昭和四十五年以前の風致地区による規制が現在のそれと比較して格段に緩やかなもので、細かい地区指定や高度制限がないなど、さまざまな形態の住宅の進出を阻止するものではなかったことがあげられる。一方、山際に位置する市街化調整区域は、全域が風致地区として残された。

風致地区とは、都市の風致（樹林地、水辺地などで構成された良好な自然的景観）を維持するために、都市計



10-27 昭和47年度からの3年ごとの農地（田畑の筆数と地積）の変遷（資料）「市事務報告書」

画で定められる地区である。昭和四十五年当時、市長の渡辺万太郎は、「本市の場合、美しい市街地の多くは人工的景観によって創られたものである。ゆえに美観を保持するためには、当然美観地区として定めるべきで、風致地区とは言いがたい。」と述べ、風致地区減少の方向を示している。つまり、市街化が進み、既に山際に戸建て住宅や集合住宅などが個々に建設されていくなかで、それらの人工的な景観はむしろ美観として再認識し、自然を残す風致的な地区としては解除すべきという考え方であった。市長の発言のように、昭和四十五年当時には住宅開発がかなり進んでいた。

農地の保全 ほかの都市と同様、市街化が進む一方で農地は年々減少してきた。10・27にみられるように、昭和四十七（一九七二）年には、田では筆数、地積がそれぞれ、九九、約八・四ヘクタール、畑では筆数、地積がそれぞれ七〇、約五・一ヘクタールあった

ものが減少の一途をたどった。平成十七年では、田の筆数二八、地積二・七ヘクタール 畑の筆数一四、畑の地積〇・六八ヘクタールになっている。

生産緑地地区としての届出をみても、平成四年には、一三地区、三・二二ヘクタールであったものが、平成十七年には、八地区二・二四ヘクタールに減少している。

農業委員会の廃止を受け、平成五年には、苫屋市農業専門委員設置規則が制定され、農業および農地についての規則が定められ、農地転用関係についての助言や、農業および農地の証明についての助言などを行なうこととした。

一方、市民農園に目を向けると、昭和四十九年に浜農園（浜町）や南宮農園（南宮町）の一〇〇区画で開設され、応募者が四〇八人という盛況であった。その後、岩園農園（岩園町）、六麓荘農園（六麓荘町）などが順次開設され、市民に親しまれている。

平成四年には、「苫屋市市民農園の設置管理に関する要綱」が施行され、野菜や花の栽培が体験できる場が提供された。

農園用地の所有者である農家には、固定資産税の減免を行なって農地の維持を図っている。農地面積が年々減少するなかで、市民農園の運営による農地の維持は都市内における緑地保全に役立っている。景観的にも、環境保全や食糧の確保という多様な意味においても、市内の農地を保全していくことは重要である。

第三次苫屋市総合計画における事業の振り返りとして市民農園事業の現状をみると、平成十五年四月から平成

十七年三月までの二年間貸与を行ない、市民農園として三か所、一一四区画が開設されている。市民農園全面積は、三八三〇平方メートルになっていた。今後生産緑地の減少を食い止めるには、市民農園のさらなる活用方策などを検討する必要があるだろう。

三、公園・緑地の整備

公園整備の変遷

第一節で個別に述べたように、本市の公園供用は山麓開発に対する公園の総合整備、芦屋川沿いの良好な景観保全に向けた公園整備、芦屋浜と南芦屋浜の開発に伴う公園系統といった高度経済成長期の開発に伴ってつくられたものが多い（10・28）。比較的大規模な公園はこの時期にほぼ整備されており、芦屋市総合公園を除くと近年は小規模街区公園や広場の整備が目立つ。これは本市の市街地が飽和していることや一定の量的整備を達成したことに加えて、特に阪神・淡路大震災以降は日常時のコミュニティ形成や非日常時の防災機能など、公園利用の質を重視する傾向にあることが影響している。平成十七（二〇〇五）年からの指定管理者制度の導入も含め、今後の公園は一層「創る」から「使う」に移行することが予測される。以下、この流れを個別に記述する。

都市緑地の指定

昭和四十四（一九六九）年には前山公園、市立芦屋高校裏山、芦屋霊園をつなぐ前山遊歩道が山麓グリーンベルト整備事業に伴って構想され（後に整備）、平成五（一九九三）年に朝日ヶ丘緑地と平成十一年に朝日ヶ丘遺跡緑地（共に朝日ヶ丘町）、平成八年に整備された山手緑地（山手町）、平成十一年に二万平

方メートル以上の奥池緑地とイモリ池緑地（共に奥池南町）が都市緑地として指定され、恵まれた山地の緑を有効に市民生活に取り入れている。平成十一年には山側の芦屋川緑地（山芦屋町・県有地）、など河川空間の緑地、平成十年の海沿いの陽光緑地（陽光町）、平成十七年の親水緑地（南浜町・海洋町）の指定など、水辺空間の都市緑地指定も広範に行なわれてきた。これは震災復興計画による緑のネットワーク化方針が影響しており、点で整備された都市公園を山際や河川の線の都市緑地で結ぶことによって、環境だけでなく防災・減災の機能を向上させる意図があった。

第二節 公園とみどり

種別	名称	所在地	施設面積(m ²)	利用開始年月日
総合公園	芦屋市総合公園	陽光町	100,245.00	当初:H15.4.1 最終:H16.4.1
	地区公園	芦屋中央公園	若葉町	49,622.00
近隣公園	芦屋公園	浜芦屋町、松浜町	29,433.00	M40.7.27
	前山公園	飯谷	13,611.00	S45.12.1
	東浜公園	浜風町	19,998.00	S55.10.1
	西浜公園	潮見町	15,004.00	S55.10.1
	海浜公園	浜風町	14,346.00	S59.6.25
	親水中央公園	南浜町	20,122.00	H15.4.1
	松ノ内公園	松ノ内町	1,140.00	S27.3.31
街区公園	月若公園	月若町	1,049.00	S27.3.31
	津知公園	津知町	3,500.00	S27.3.31
	宮塚公園	宮塚町	2,294.00	S27.3.31
	川西運動場	川西町	5,973.00	S27.3.31
	打出公園	打出小樋町	1,748.00	S27.3.31
	大東公園	大東町	2,743.00	S27.3.31
	岩ヶ平公園	岩園町	6,373.00	S36.4.1
	甲南公園	岩園町	3,695.00	S36.4.1
	岩園公園	岩園町	1,596.00	S36.4.1
	南宮公園	南宮町	1,329.00	S38.3.31
	公光公園	公光町	1,051.00	S40.7.1
	朝日ヶ丘公園	朝日ヶ丘町	10,503.00	S43.5.1
	岩園北公園	岩園町	1,639.00	S43.7.1
	三條北公園	三條町	1,094.00	S44.8.1
	山麓公園	朝日ヶ丘町	3,783.00	S46.3.31
	東山公園	東山町	7,516.00	S48.4.1
	南宮浜公園	南宮町	2,695.00	S48.4.1
	東芦屋公園	東芦屋町	1,113.00	S48.4.1
	東山北公園	東山町	1,642.00	S49.3.31
	呉川公園	呉川町	2,156.00	S50.12.1
	山芦屋公園	山芦屋町	929.00	S52.3.31
	打出浜公園	浜町	1,722.00	S53.1.31
	楠公園	楠町	654.00	S53.12.1
	潮見東公園	潮見町	2,600.00	S57.4.1
	潮見西公園	潮見町	2,601.00	S57.4.1
	浜風北公園	浜風町	2,650.00	S59.6.25
	浜風東公園	浜風町	2,575.00	S59.6.25
	新浜公園	新浜町	2,802.00	S59.6.25
	潮見南公園	潮見町	2,547.00	S59.6.25
	ハイランド公園	奥池南町	2,803.00	S59.6.25
	春日公園	春日町	2,969.00	S60.4.1
	浜風南公園	浜風町	2,625.00	S60.4.1
	緑公園	緑町	2,507.00	S61.4.1
上宮川公園	上宮川町	1,469.00	H2.4.16	
三條公園	三條町	1,350.00	H4.4.28	
陽光公園	陽光町	2,669.00	H10.3.28	
大榎公園	大榎町	2,500.00	H15.4.1	
茶屋公園	茶屋之町	1,000.00	H15.4.1	
清水公園	清水町	1,833.00	H15.4.1	
前田公園	前田町	2,000.00	H16.4.1	
親水西公園	南浜町	7,554.00	H17.4.1	
南浜公園	南浜町	2,541.00	H18.4.1	
涼風西公園	涼風町	2,505.00	H21.10.1	
都市緑地	緑地1 中央緑道	新浜町～緑町	19,359.00	S61.4.1
	緑地2 江尻川緑道	大東町	5,237.00	S61.4.1
	緑地6 朝日ヶ丘緑地	朝日ヶ丘町	1,600.00	H5.4.1
	緑地4 仲ノ池緑地	岩園町	13,292.00	H6.4.1
	緑地7 山手緑地	山手町	3,543.00	H8.4.1
	緑地5 陽光緑地	陽光町	41,643.00	H10.3.28
	緑地8 親水緑地	南浜町、海洋町	4,529.00	H17.4.1
	緑地9 南緑地(一部供用)	涼風町	10,050.00	H21.10.1

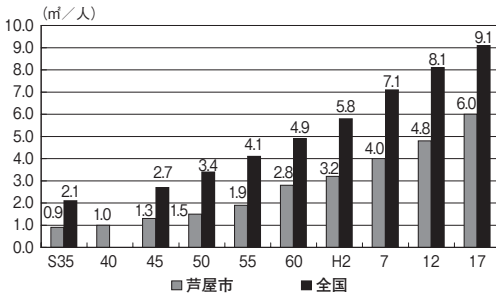
10-28 市内公園・緑地一覧 (資料) 公園緑地課

	種別	名称	所在地	提供面積(㎡)	利用開始年月日
開発に伴う公園(提供公園)	街区公園	1 朝日ヶ丘北公園	朝日ヶ丘町	138.70	S48.4.1
		2 朝日ヶ丘西公園	朝日ヶ丘町	2,283.00	S59.10.1
		3 奥池園地	奥池南町	4,094.00	H11.4.1
		4 楠児童遊園	楠町	935.00	H11.4.1
		5 打出児童遊園	打出町	280.00	H11.4.1
		6 呉川第2児童遊園	呉川町	200.00	H11.4.1
		7 川西児童遊園	川西町	200.00	H11.4.1
		8 伊勢児童遊園	伊勢町	200.00	H11.4.1
		9 西蔵児童遊園	西蔵町	577.00	H11.4.1
		10 翠ヶ丘児童遊園	翠ヶ丘町	213.00	H11.4.1
		11 岩園児童遊園	岩園町	162.00	H11.4.1
		12 朝日ヶ丘第2児童遊園	朝日ヶ丘町	300.00	H11.4.1
		13 朝日ヶ丘第3児童遊園	朝日ヶ丘町	513.00	H11.4.1
		14 山手第2児童遊園	山手町	212.00	H11.4.1
		15 松浜児童遊園	松浜町	837.00	H11.4.1
		16 東芦屋児童遊園	東芦屋町	200.00	H11.4.1
		17 東芦屋第2児童遊園	東芦屋町	142.00	H11.4.1
		18 朝日ヶ丘広場	朝日ヶ丘町	400.00	H11.4.1
		19 山手第3児童遊園	山手町	200.00	H14.4.1
		20 呉川第3児童遊園	呉川町	252.00	H15.4.1
		21 東山児童遊園	東山町	229.00	H16.4.1
		22 岩園第2児童遊園	岩園町	607.00	H18.4.1
		23 高浜公園	高浜町	899.00	H20.1.1
	都市緑地	24 旧防潮堤緑地	大東町	900.00	H2.4.1
		25 南宮緑地	南宮町	395.00	H11.4.1
		26 朝日ヶ丘南緑地	朝日ヶ丘町	423.00	H11.4.1
		27 小槌緑地	打出小槌町	200.00	H11.4.1
		28 イモリ池緑地	奥池南町	2,349.00	H11.4.1
		29 朝日ヶ丘北緑地	朝日ヶ丘町	200.00	H14.4.1
		30 朝日ヶ丘中緑地(1)	朝日ヶ丘町	430.00	H14.4.1
		31 朝日ヶ丘中緑地(2)	朝日ヶ丘町	571.00	H14.4.1
		32 朝日ヶ丘中緑地(3)	朝日ヶ丘町	220.00	H14.4.1
		33 山芦屋北緑地	山芦屋町	125.00	H14.4.1
		34 三条北緑地	三条町	203.00	H14.4.1
		35 浜緑地	浜町	253.00	H14.4.1
		36 松浜緑地	松浜町	293.00	H15.4.1
		37 六麓荘緑地	六麓荘町	287.00	H18.4.1
		38 海洋緑地	海洋町	200.00	H19.4.1
		39 翠ヶ丘南緑地	翠ヶ丘町	667.00	H20.1.1
		40 伊勢緑地	伊勢町	200.00	H20.1.1
		41 高浜緑地	高浜町	437.00	H20.1.1

第二節 公園とみどり

種別	名称	所在地	施設面積(m ²)	利用開始年月日
街区公園	地藏公園	宮塚町	989.00	S27.3.31
	大原公園	大原町	363.00	S39.3.31
	翠ヶ丘公園	翠ヶ丘町	399.00	S40.3.31
	岩園天神公園	岩園町	3,976.00	H11.4.1
	業平公園	公光町	1,107.00	H11.4.1
	竹園児童遊園	竹園町	115.00	H11.4.1
	呉川児童遊園	呉川町	576.00	H11.4.1
	山手児童遊園	山手町	374.00	H11.4.1
	朝日ヶ丘第1児童遊園	朝日ヶ丘町	219.00	H11.4.1
	浜芦屋児童遊園	浜芦屋町	397.00	H11.4.1
	阪急芦屋川駅前広場	西山町	436.00	H11.4.1
	業平ちびっ子広場	業平町	527.00	H11.4.1
	若宮健康ひろば	若宮町	464.00	H14.4.1
	若宮ちびっこひろば	若宮町	463.00	H14.4.1
	若宮1番地ひろば	若宮町	316.00	H14.4.1
	川西南公園	川西町	145.00	H14.6.1
	津知北公園	津知町	470.00	H16.4.1
	津知南公園	津知町	500.00	H16.4.1
	津知中公園	津知町	690.00	H16.4.1
	川西北公園	川西町	490.00	H16.4.1
若宮8番地ひろば	若宮町	338.00	H16.4.1	
都市緑地	翠ヶ丘緑地	翠ヶ丘町	294.00	H11.4.1
	西蔵緑地	西蔵町	279.00	H11.4.1
	芦屋川緑地	山芦屋町	2,168.00	H11.4.1
	朝日ヶ丘遺跡緑地	朝日ヶ丘町	344.00	H11.4.1
	松ノ内緑地	松ノ内町	335.00	H11.4.1
	宮塚緑地	宮塚町	329.00	H11.4.1
	東海岸緑地	浜風町	420.00	H11.4.1
	西海岸緑地	潮見町	1,778.00	H11.4.1
	山手南緑地	山手町	1,381.00	H11.4.1
	奥池緑地	奥池南町	23,136.00	H11.4.1
	若宮緑地	若宮町	780.00	H14.4.1
	津知緑地	津知町	600.00	H16.4.1
	六麓荘西緑地	六麓荘町	3,217.00	H21.4.1
	岩園緑地	岩園町	1,648.00	H21.4.1
霊園	芦屋霊園		94,000.00	
その他緑地	赤池緑地	奥池南町	28,237.00	
	芦屋浜線緑地	緑町、潮見町	8,700.00	
	打出浜線緑地	新浜町、浜風町	17,850.00	
	潮芦屋緑地		41,000.00	
	潮芦屋ビーチ		68,000.00	
広場	奥山広場	奥山	490.00	
	平田北第1広場	平田北町	917.00	
	平田北第2広場	平田北町	462.00	
	精小前広場	精道町	194.00	
	精道広場	精道町	198.00	
	竹園広場	竹園町	869.00	
	宮川広場	宮川町	386.00	
	若宮広場	若宮町	772.00	
	南宮広場	南宮町	146.00	

その他の公園



10-30 住民1人あたりの都市公園など面積の推移 (S40の全国の資料なし)

(資料)公園緑地課

	芦屋市 (ha)	全国 (ha)
S35	4.9	19,618
S40	6.4	-
S45	9.1	28,004
S50	11.5	38,060
S55	14.4	47,995
S60	24.4	59,314
H2	28.3	71,694
H7	29.9	89,155
H12	39.8	102,810
H17	54.7	116,269

10-29 都市公園面積の総量

(資料)公園緑地課

公園設置による市民一人あたりの公園・緑地面積の推移

本市の市

民一人あたりの公園・緑地面積は、昭和四十から五十年代は全国平均の五〇％以下の水準であったが、芦屋浜開発に伴う公園整備で総量を確保した結果、昭和六十年時点で五〇％以上の水準となった(10・29)。平成五年三月における本市の公園の整備状況(一人あたり都市公園面積)は、市全域で四・三平方メートルで、県平均の八・五平方メートルに比べてもまだ不足しており、地区ごとのばらつきもあった(10・30)。

その後の緑地指定や南芦屋浜での都市公園整備などによって平成十七年時点では全国平均の六六％にまで増加している。総量としては全国平均を大きく下回っているが、芦屋浜および南芦屋浜では充実した公園面積が確保されており、山側では六甲山の自然環境を取り込んだ緑地指定を行なっているため、基本的な緑地の構造は確保されている。今後大きな課題として残っているのは中心市街地での公園・緑地の確保である。

これらの状況は、昭和四十九年の「緑ゆたかな美しいまちづくり審議会」の答申からも読み取れる。すなわち、山間部と埋立地(芦屋浜)についてはこの提案に沿って施策が実現しており、市街地については面的

な整備は難しいものの線的な整備については自然環境を活かした整備・指定が計画的に推進されている。

背山グリーンベルト構想

六甲山はもともと縄文から弥生時代は照葉樹林であったが、人の手が入ることでマツや落葉樹などの二次林へと変わっていった。近世から明治初期までは、ほかの六甲山地区の例にもれず、多くの地域で高木が伐採されて、禿山の体をなしていた。この状況を解消すべく、ほかの地区と同様に、明治の初期からは階段状の苗木植栽が行なわれるようになり、緑を取り戻していった。しかし、それでも六甲の緑は回復途上ともいわれる。六甲山の樹林のなかには、枯れたアカマツ林やニセアカシア林など、土砂災害防止上好ましくない状態のものがあり、人の手により、さらに適正な整備・管理を行なっていく必要がある。ヤシヤブシは成育が早いことから多く植えられてきたが、近年には花粉症の原因となることから問題視されてもいる。

六甲山の地質は、崩れやすい風化した花崗岩の多い土壌からなり、急峻な地形とあいまって多くの災害をもたらし、住宅地が山に迫っていることも問題を大きくしてきた。災害の歴史は古く、昭和十三（一九二八）年の阪神大水害、昭和四十二年の大水害など、大きな被害があった。

優れた住宅都市としての自然環境の保全と公園や緑地の整備は、市民の強い願望である。本市では、恵まれた山地の緑を有効に市民生活に取り入れ、また防災面からもこれらの総合的な整備を進めるため、昭和四十年代から六甲山の緑をグリーンベルトとして位置づける構想がもたれてきた。その手始めとして、昭和四十五年は現況調査、路線測量が実施された。制度としては、昭和四十三年の国立公園保護計画に基づき、地区指定の再検討が行なわれ、林山周辺を特別保護地区にして、土地の利用状況ならびに市の案が作成され県に提出された。またそ

れらと関連した山麓グリーンベルト整備事業については、関係部課との調整作業が進められた。

昭和四十年代の半ばからは、山麓部の公園の整備を進め、一般市民の憩いの場が提供された。市のシンボルともいえる芦屋公園は、昭和四十六から四十七年度で整備が行なわれ、松の保全に努められた。さらに、昭和四十七年には第三期霊園造成地区に一五・三ヘクタールに及ぶ公園墓地が完成した。

昭和四十七年の背山グリーンベルト構想は、本市の背山としての六甲山の西の会下山から東の六麓荘背山に至る山麓を保護し、一本のグリーンベルトにしようとするもので、その内容は、会下山の約二〇〇年前の弥生式文化期の集落遺跡の貴重な文化財を保存し、城山周辺の前山を公園化し、花と緑が美しい公園墓地を整備するものであった。これは人の暮らしに欠かせない緑を保全するためばかりではなく、山の災害を防ぐ緑の防波堤を構築するものとして提案された。

奥山の森林整備として、平成二（一九九〇）年度、奥山一番・保安林のうち八〇ヘクタールの育成天然林整備事業に着手した。この事業は、アカマツ、クヌギ、コナラ、ヤマザクラなどを主林木として、優良な木を育成するため、不用、不良木や雑草を取り除くものであった。これにより、森の保水能力を高め、山くずれを防止し、治山・治水の向上を図ることが目的とされた。また、景観を良くするためヤマザクラやヤマモミジなどの苗木一四二〇本が植栽され、あわせて森林浴もできる憩いの森ができた。市民に緑の憩いを与え、災害防止機能を果たしている芦屋の背山のなかで、十数年前から山地崩壊が進んでいる箇所があり、平成四年から砂流出および山地崩壊の防止や治山ダム工事、護岸工事のほか緑豊かな森林に復旧する緑化工事もあわせ順次実施されてきた。

街路樹と保存樹

本市の街路樹は、まず芦屋川と宮川沿いの南北道路に特色がある。芦屋川沿いには国道二号から芦屋公園までの区間（愛称、芦屋川松風通り）両岸にクロマツが保全されており、最も本市の特色のある風景を形成している。芦屋川沿いのクロマツ林は、昭和六十年代まで育成保全のための土壤改良や照明灯の整備が行なわれた。平成十七（二〇〇五）年の景観法の施行時後は特に良好な景観区域として周辺の規制などが検討されており、本市を代表する景観として保全・活用され続けている。

また、国道二号から開森橋北まで（愛称、業平さくら通り）は両岸（一部、左岸のみ）にソメイヨシノが植栽され、芦屋さくらまつりの会場となるなど、市民に愛されてきた。宮川沿いには岩園町から海技大学校まで（愛称、宮川けやき通りおよび宮川地藏通り）通してケヤキが植栽され、都市的な景観を形成している。市道一二〇号線（愛称、岩園並木坂）にはナンキンハゼが植栽されている。これら南北道路の街路樹は、街から海・山へと景観をつなげる役割を担っており、特色ある樹種とあわせて本市の骨格を形成している。

東西道路には鳴尾御影線（愛称、鳴尾御影線）でケヤキ、クスノキとソメイヨシノが、防潮堤線（愛称、臨港線）でユリノキが植えられるなど、緑量や花卉、紅葉などが特色を出している。また、芦屋浜では区内を循環する幹線道路には緑量のあるクスノキで景観の骨格がつくられ、街区をアメリカフウ、イチヨウ、ムクノキ、マユミ、ケヤキ、シラカシ、トウカエデの街路樹によって囲むことで、居住ブロックごとに異なる景色が楽しめるよう工夫されている。

このように、本市の街路樹は、南北に本市らしいクロマツ、花の美しいソメイヨシノ、のびやかに成長するケ

ヤキを植えることで山・川・海まで連続する景観軸をつくり、東西は地区ごとの特色を出す多様な街路樹が植栽されている。

昭和五十年に緑ゆたかな美しいまちづくり条例に基づく保護樹林などの指定にあたり大阪市立大学理学部附属植物園による調査報告書をもとに保護樹一六本および保護樹林一か所を指定した。その後、平成二年には「芦屋市保護樹林の公開の基準等に関する要綱」が施行され、これにより、本市は、所有者の同意を得て市民に公開し、また公開に必要な整備工事ができることとなった。

一〇万本植樹と緑の保全対策

平成四（一九九二）年には、緑豊かな潤いのある都市環境の形成をめざして「花と緑いっぱいのまちづくり計画」（芦屋市都市緑化推進基本計画）を策定している。この計画は十か年で一〇万本の植樹を緑化目標とするものであった。平成五から十四年度にかけて、計画に基づき一〇万本植樹事業が実施された。事業着手の二年目に、阪神・淡路大震災により多大な被害を受けたが、震災復興事業を推進するなかで、初期の目標どおりに一〇万本植樹が達成された。

さらに、花と緑でいっぱいのまちづくりを進めていくために、芦屋市緑化協会、市内関係団体と共催し「あしやグリーンフェア'92」（植木まつり）をはじめ、各種展示会が開催された。また、芦屋市緑化協会と連携し市民の緑化意識の高揚と民有地の緑化推進を図るために生け垣助成の奨励とあわせて緑化パトロールなども行なった。学校園でも、「心豊かな子供を育てる」「命を育む」ことをねらいとして「花いっぱい活動」を行なっている。

四、公園の運営・管理

公園の運営・管理の変化

地方自治法の改正により平成十五（二〇〇三）年度より、指定管理者制度が導入された。これは、それまで地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、企業や民間グループなどに代行させることができる制度である。公園もこの「公」の施設であり、各地で民間による公園の管理・運営が進展することとなった。本市では、公園は主として都市整備公社による管理・運営が行なわれていたが、上の制度を受けて平成十七年度に公社は解散した。

本市では平成十七年から指定管理者制度の導入が始まり、平成二十年四月時点で三七施設が指定管理者によって管理・運営されている。都市公園施設では、平成十七年六月から海浜公園の有料公園施設（プール施設）、平成十八年度から芦屋市総合公園が公園全域を対象とし、その他の中央公園、朝日ヶ丘公園、芦屋公園、東浜公園、西浜公園内の野球場やプール、テニスコートの有料公園施設のみが指定管理者によって管理・運営され、総合公園以外の屋外空間部分は本市によって管理されている。

芦屋市総合公園の指定管理者は平成十七年十月に募集され、造園コンサルタント、造園建設業および運動・公園施設建設業の複合組織である企業体が指定管理業務を請け負うこととなった。従来から行政が計画設計・整備工事・管理運営と個別に発注していた各業態の民間企業が複合組織をつくり公園の管理・運営にあたることは、全国的にみても先進的な取り組みであった。また、芦屋市総合公園の整備前からワークショップを通して組織さ

れた市民団体も、指定管理者となった企業体と有償の協働提携によって公園の管理運営に関わり、大園遊会やオータムフェスタなどのイベント開催や植物管理の一部を担った。平成二十一年度からの指定管理者には、造園施工会社などによる新たな企業体が選定され、オータムフェスタなどを継承しながら新たな公園事業に取り組んでいる。

芦屋市総合公園と管理運営協議会

指定管理者によって管理・運営されている芦屋市総合公園では、平成十八（二〇〇六）から二十年まで管理運営協議会が指定管理者によって設置され、構成組織からの意見をもとにした公園の管理・運営が意図された。この管理運営協議会は「芦屋市総合公園がすべての市民に対して平等な利



(上) 10-31 芝生グラウンドの無料開放
(中) 10-32 大園遊会の様子
(下) 10-33 公園の清掃活動

用が確保され、適切に管理運営が行われるよう、市民、行政、学識経験者、公園管理者等、様々な関係者が一堂に会し、お互いの情報を共有しながら、建設的な意見交換を行い、芦屋市総合公園の利用、管理運営に関する協議・提案を行うこと（芦屋市総合公園

管理運営協議会運営要綱)を目的とし、協議会での議論をもとに管理技術の創意工夫が行なわれた。その成果として、芝生グラウンドの一般への無料開放(10・31)や子どもの環境学習、協力している市民団体によるガーデンづくり、フェスティバルや大園遊会の開催(10・32)、障害者福祉施設と連携した公園の清掃活動(10・33)、周辺地域との連携などに新たに取り組んだ。

第三節 生活とみどり

一 市民生活とみどり

第一次芦屋市総合計画とみどり

昭和四十六(一九七二)年には、第一次

芦屋市総合計画の基本計画および実施計画が策定された。この総合計画は、昭和六十年を目標とした長期的なもので、行財政運営の民主化、合理化、能率化を図りつつ、次に述べる本市の将来ビジョンの達成が目標とされた。そこでは、「自然と調和した緑豊かな美しいまち」として、美しい自然の風物に恵まれた市の特性を生かし(10・34)、まちなかに、樹木、草花、野鳥などを豊富に配した「自然の中のまちづくり」をめざすと述べられている。さらに、市街



10-34 本市の景観構造(芦屋川景観軸)

地整備のなかでのコミュニティの形成にあたっては、社会的、文化的活動に関するものはつとめて全市的観点から整備することとし、主として日常生活に直結する諸施設、機能は、市域に設定する「近隣住区」ごとに住民の利便と安全を基本に配置するとした。山麓および芦屋川を中心とする「線の公園」から全市的な「面の公園」へと広げていくために、六甲山自然公園を含めた「全市公園化ビジョン」の達成に努めることとなった。

市街地内の公園緑地に関しては、人口一人あたり三平方メートル（全公園面積では人口一人あたり六平方メートル）以上の確保を目標とし、自然緑地と市街地内の公園に大別して、それぞれにふさわしい開発、整備を図るとした。市街地と六甲背山の間には「山麓グリーンベルト」を形成し、山間緑地とともに、市民のレクリエーションの場として整備する、とされた。

市民による緑化活動の推進 本市のまちなみ緑化は、昭和三十九（一九六四）年の芦屋市民憲章にある「わたくしたち芦屋市民は自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましよう。」から本格的に始まる。昭和四十年には「住みたくなる芦屋のまちづくり」が市政の重点施策の一つと定められた。市民憲章を推進する実践活動として、芦屋市民憲章推進委員会の協力をバックに、庁舎前にフラワーポットを設置したのをはじめ、公園の緑化、芦屋川畔の花植えなどが展開された。奥山浄水場では配水池が完成し、市の祭りとしてロックガーデンで「芦屋岩祭り」（のちに山祭りとなる）が開催された。

昭和四十一年度、本市では「まちを緑と花でつつもう」を市民がより実践できるように、三月に「たねの銀行」が開設され、緑と花の講習会等推進事業が展開された。さらに「芦屋の史跡と緑を探る集い」の開催や、花

壇づくりにいそしむ花朗会の後援なども行なわれる一方、公園花壇、街路樹の管理改良、病害虫の駆除、県政百年記念植樹など多様な活動が行なわれ、市民を巻き込んだの花やみどりのまちづくりが取り組まれてきた。

昭和四十八年に「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」が策定され、全市公園化を掲げる総合計画を中心としたまちなみ緑化体制が整った。昭和五十一年には小学校、幼稚園、下水処理場など公共施設に植栽が施されたほか、新清掃工場、仮称山手第二小学校、三条小学校など新規施設にも積極的な植栽が施される計画が立てられた。小規模な街路事業も多く進められ、昭和五十七年には市道一四六号線コミュニティ道路や江尻川緑道の整備が行なわれた。この時期のまちなみ緑化は総合計画に基づいた公共的な施策としてのものが多い。

昭和六十三年には、自治会連合会ほか一五団体の長から、「緑化協会」、「花と緑の会」設立についての意見を聴取して同年に「芦屋市緑化協会」が設立された。これは、「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」の基本理念に基づき、行政の手の届かない民有地の、より一層の緑化によって、花と緑の美しい環境を実現しようとして設立されたものである。活動の一環には、平成元（一九八九）年の芦屋さくらまつりや山まつりへの参加もある。第一回さくらまつりとして開催され、芦屋川に多くの市民が集った。同年十月には、あしや秋まつりも開催された。これらの祭りはサマーカーニバルと並んで芦屋の三大祭りとしてされている。また、秋季盆栽展や菊花展示会の共催、平成二から六年には、芦屋市緑化協会、市内関係者と共催してあしやグリーンフェアが開催された。そのほか、平成五年のアースデー参加や各種展示会など、まちなみ緑化の普及・啓発が広く展開された。後、平成九年に解散されるまで、八年にわたって、緑化相談、フラワーボックスなどの貸し出し、生垣など民有地の緑化助成など

が行なわれた。

その後緑化協会の事業は財団法人芦屋市都市整備公社みどりの課へ継承され、会員は平成九年に発足した「あしや花と緑の会」へ統合された。本会は花苗の配布や、フラワーボックスやポットの貸し出し、花と緑のたより発行などの事業を推進した。平成九年度には会員総数三〇〇五人、平成十年度は三二三人、平成十一年度は三二〇〇人と多くの会員を集めたが、平成十二年度に六七七人になり、六一一人となった平成十五年度に解散することとなった。

平成十五年からは、市からの補助を中心としたまちなみ緑化推進へと移行した。これは保護樹等保存奨励金、芦屋山野草の会補助金、生け垣緑化助成、まちなみ緑化助成、緑化等環境保全事業補助金などからなる。特に住民緑化団体育成助成金は、平成十五から二十一年度まで、三〇〇万円程度の予算規模、五二から六九団体への助成を継続しており、広く市民にまちなみ緑化の機会を提供し続けてきた。

阪神・淡路大震災

平成七（一九九五）年は、歴史上かつてない大震災に遭遇した年であった。

本市では、被災直後から多くの公園が避難所として利用されたが、被災二週間後においても、まだ避難利用がみられた。市内の芦屋中央公園、津知公園などが特に多くの避難者に利用された。その後、避難生活は長期継続の様相を呈していた。公園は救援活動、復旧、復興拠点としての役割を果たしたり、震災ゴミや自動車等置き場としても用いられたりした。

平成七年度においては、本市にとって阪神・淡路大震災の災害対策と復興対策が最も重要かつ緊急の課題であ

り、これらの対策に関する種々の事業が取り組まれた。ピーク時には二万人余の避難者を收容していた五二か所の避難所は応急仮設住宅への入居などにより、六月十八日に閉鎖された。復旧作業としてはまず、道路や下水道、学校園施設、社会教育施設、その他公共施設の応急対策や災害復旧などが実施された。

復興の進展

平成七年七月には、「国際文化住宅都市・芦屋」の復興を図るため、「芦屋市震災復興計画」が策定された。この計画では、単に復旧・再生するのではなく、快適で安全なまち、自然と共生するまち、人々のふれあいと文化豊かなまち、などをめざして震災復興に取り組むことが基本理念とされた。震災復興計画における具体的施策となる防災緑地軸として、河川緑地軸、街路緑地軸、山麓緑地軸、海際緑地軸などの整備が計画された。計画では市民参加による市街地の復興として、住民意向の把握、まちづくり協議会設立支援、まちづくり専門家などの活用などがめざされた。

平成八年に入ると道路や下水道施設、公園・緑地の災害復旧工事もおおむね完了し、新しいまちを創造する第一歩として多くの復旧・復興事業が進展していった。

平成八年度を、本市では「復興元年」の年と位置づけ、被災した市民の一日も早い生活の再建を図るため、災害復興公営住宅の建設や市街地の整備が積極的に推進された。同年、「芦屋市都市景観条例」が施行され、景観地区や景観重要建築物などの指定、大規模建築物などの届出制度、景観市民団体、芦屋市都市景観審議会の設置などが定められた。

平成九年には長らく進められていた南芦屋浜埋立地の造成が完成した。平成十年には、震災復興公営住宅の入

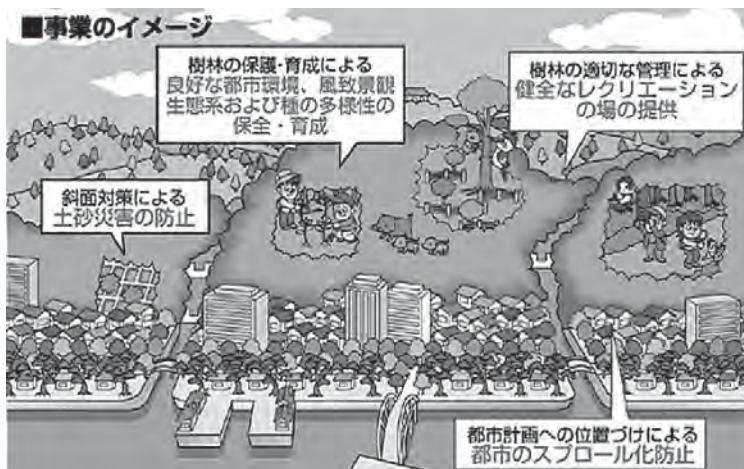
居が開始され、陽光緑地では、新しいまちの夢と希望のシンボルとして、市民にも親しまれるようにと、記念植樹を募集した。平成十一年二月にはコンペ区域の事業計画がまとまり、マリナー、親水公園を核としたウォーターフロントを活かした芦屋にふさわしい二十一世紀の新しい時代を展望したまちづくりに取り組まれた。

平成十一年には、昭和四十八年に施行された「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」も全面改正された。平成十二年五月には、住環境の保全および育成について、基本となる事項を定めることにより、住みよいまちづくりの実現に資するため、「芦屋市住みよいまちづくり条例」が制定された。平成十三年度、本市では、第三次総合計画が策定され、将来像として「知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市」を掲げ、諸施策を推進するとされた。同時に、「美しい自然環境を暮らしに活かす」まちづくりをうたい、花と緑をテーマとしたまちづくりの推進に努めた。震災復興土地区画整理事業に係る公園・緑地の整備についても、順次供用を開始した。

平成十四から十五年にかけては、市内の区画整理事業が順次完了し、公園整備などの進展をみた。それらの公園の多くは、住民が協働して合意形成する手法の一つであるワークショップ方式を用いた市民参加型の検討を経て計画されたものである。市民参画を、より進展させるために同年、「芦屋市住民緑化団体育成事業に關わる助成金交付要綱」が施行された。芦屋市総合公園は、平成十五年に一部開園したが、これは、一〇万二四五平方メートルという大規模なものであった。近郊緑地特別保全地区としては本市の会下山一五ヘクタールが指定された。同年には、芦屋キャナルパークも完成し、水と緑のまちづくりが一層の進展をみた。

震災復興と六甲山系グリーンベルト整備事業

平成七（一九九五）年の阪神・淡路大震災では、六甲山に

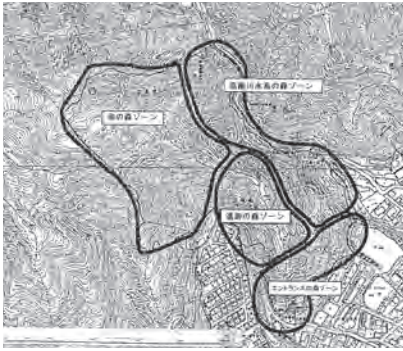


10-35 六甲山系グリーンベルト整備事業
(出典)「国土交通省六甲砂防事務所ホームページ」

七七〇か所にのぼる崩壊地が確認された。またその後の降雨などによっても崩壊地の拡大や新たな崩壊の発生がみられている。このような状態を受けて、今度は国、県、市が一体となった、新たな六甲山系グリーンベルト整備事業がより広範囲で進められた。これは崩れた土砂が市街地に流れないようにとするバッファゾーンとしての機能を持ち、住民の憩いや安らぎの場となるように、災害に強い山づくり、自然豊かな森づくりが進められているものである（10・35）。

一例をあげると、平成十四年には、三条地区の森づくりとして三条地区の整備・活用の提案を作成した。この提案は、行政からの情報提供のもと、全六回のワークショップを通して参加者同士が意見・アイデアを出し合い、三条地区の森の「コンセプト」や「ゾーンごとの方針」について共通の理解を持った、「保全・活用メニューやプログラム」を出し合い、六甲砂防工事事務所と調整しながら「整

備の方向」についてまとめたものである。三条地区の森は、六甲山系の南東部に位置し、阪神間の大都市に近接していることから多くの人に親しまれている。しかし、この地区では急な斜面が多く、防災上の問題もあるところである。ここでは、三つのコンセプトとして「安全で安心な森づくり」、「持続可能な環境と豊かな生態系が育まれる森づくり」、「歴史や自然の体験を通じて人が学び、成長する森づくり」を掲げた。また、「参画と協働」による森づくりのイメージとして、行政と市民が協力・連携する役割分担を定めた。エントランスの森ゾーン、遺跡の森ゾーン、高座川水系の森ゾーンに分けてそれぞれの基本的な方針、保全・活用のメニューやプログラム、そして整備の方向が定められた。以後、これらのワークショップの結果を受けて、地域住民や行政が協働して行



10-36 三条地区の森づくり活動 WSで提案されたゾーニング

なう森づくりが進められている(10・36)。

芦屋庭園都市宣言 平成十六(二〇〇四)年には、国により「景

観緑三法」といわれる景観や緑地に関する景観法と都市緑地保全法などが公布され、景観や緑に対する関心がより高まった。本市では、市民参画によるワークショップを経て、宣言文の起草と庭園都市づくりへのアクションプログラムが作成され、「芦屋庭園都市宣言」が提案された(10・37)。第三次芦屋市総合計画に基づき、またこの宣言をスタートとして歴史ある本市の花と緑いっぱいのもちづくりをさらに推進し、市民との参画と協働により、美しいまちづくりをめざすことと

なった。

この「芦屋庭園都市宣言」を受けて、次のようなアクションプログラムを作成し、実行していった。それらは、一、庭園都市情報の収集と発信、二、オープンガーデンの実施、三、緑の制度の勉強会、四、緑の循環システムの推進、五、緑の交流会、などである。

平成十七年には、第三次芦屋市総合計画を実行するために、後期基本計画案が策定され、同時に芦屋市第二次環境計画、都市計画マスタープラン、震災復興十年、芦屋市まち・人・くらし総括・検証報告書などが作成された。さらに平成十八年には芦屋市総合計画後期基本計画が策定され、平成二十年一月には、芦屋市緑の基本計画や森林整備計画が具体的な目標を明確にして策定されるなど、復興への総括が行なわれていった。

芦屋庭園都市宣言

わたしたちのまち芦屋は、山・川・海に恵まれた自然環境のもと、文化性にあふれたまちとして発展してきました。二十一世紀を生きるわたしたちは、この歴史あるまちの美しいまちづくりをさらに進めて、世界中の人々が一度は芦屋を訪れてみたいと思うまちを目指すため、次のとおり「芦屋庭園都市」を宣言します。

わたしたちは

今ある自然を大切に守り育て、人と緑の調和を目指します。

花と緑いっぱい美しく潤いのあるまちにします。

四季折々の花や緑に囲まれたいのちの躍動感あふれるまちにします。

花と緑が絶えないまちづくりをみんなです。

一人ひとりの心の中にも花を咲かせます。

花や緑を愛する子どもたちを育てます。

平成十六年一月一日

芦屋市

二、震災復興のまちづくりと市民参加

公園づくりワークショップ

震災後、市内各地で都市計画事業が実施され、それに伴い区画整理や住環境整備事業による公園の整備が進展し、公園づくりに市民が参画するワークショップが各地で開かれるようになった。ワークショップとは「参加者が同等の立場で知恵や創意を出し合い、協働しあいながら、何かを創造していく活動、手法、あるいは場」のことをさすもので、住民参加のまちづくりの手法としても活用されている。ワークショップで整備内容を検討した公園や緑地としては、芦屋市総合公園、大榭公園、茶屋公園などがあり、「公園での夢」、「公園つてなに」、「公園見学会」、「こんな公園が欲しい」、「どんな公園にしよう」、「公園のプランを検討する」、「こんな公園ができる」、「仲間をつくろう」などをテーマに議論を重ねていった。

災害復興公営住宅とだんだん畑

震災後、南芦屋浜災害復興公営住宅が計画された。この計画では、震災後仮設住宅などから転居してくる住民が、自立した生活を営むことができるような空間づくりが検討された。草花や樹木の手入れなどを通じて、自分たちのまちとして愛着が湧くような住環境を形成していくことが、目標とされた。野菜畑や、花壇などを設置することで、住民が自主的にそれらの管理に携わり、その結果、高齢者も一緒になって、自らの環境づくりに参加できるような空間が計画された。また、建設段階からも住民が参加できるように、ワークショップなどを行なって、どのような住環境をつくっていくかを共有できるようにと考えられた。何回かに分けて入居予定の住民とワークショップが開催され、新しい住まいに対する不安や夢、暮らしに必要な



(上) 10-38 南芦屋浜のだんだん畑
(中) 10-39 だんだん畑での活動
(下) 10-40 さやえんどう畑

なもの、アートワークなどについて議論した。また、植物や自治会など具体的に将来の生活像についても語り合った。特に屋外ではアートワークなどの仕掛けや造形作家の田甫律子氏がデザインし、だんだん畑楽農倶楽部（10・38）と名付けられた畑の制作など、さまざまな取り組みが行なわれた。

このだんだん畑は、住居部分に囲まれるように位置する壮大な造形で、県営住宅、市営住宅の中心部分にそれぞれ設置された。ここでは入居者全員が楽しく暮らすための農園活動として、野菜の栽培や、草花の植栽などを行ない、これらをきっかけとしたコミュニティの育成が期待されてきた（10・39・10・40）。

市民参画の進展

平成七（一九九五）年度は、花と音楽に感動し、みんなが笑顔で集える場として、「ASHIYAさくらFESTIVAL」美しい街・芦屋の復活を願って」が開催された。平成七（一九九五）年度、花や緑を生かした市民文化として、三大まつりでは、「さくらまつり」を「ASHIYAさくらFESTIVAL」とした。平成八年四月には、山手緑地が完成し、地域の人と一緒に、「みどりの日」に完成式が行なわれた。緑地の地下には、耐震型防火水槽が設置され、池の水は井戸水を利用するなど、災害にも備えている。市では「阪神・淡路大震災を忘れないための記念植樹」を行なった。平成十年四月のさくらまつりには、約六万六〇〇〇人の、八月のサマーカーニバルには約一三万人の人数があるなど、震災後、市民にもようやく心の余裕が感じられるようになった。

平成十六年度では庭園都市アクションプログラムとして、市のホームページに「芦屋庭園都市コーナー」が設けられ、花と緑に関する情報を発信するとともに、八月には「緑の勉強会」が、十一月には「緑の交流会」が実施された。国体に向けての取り組みとしては、会場へのアクセス道路である芦屋川左岸線から芦屋浜線に、さらに宮川線の国道二号以南にプランターが設置され、市民の参画と協働により、花づくりが実施された。

緑化活動を推進するための講習会として、花と緑の講習会が定例会、年間講座などの形で開催されている。また、花と緑に関する緑化相談は芦屋市総合公園の緑の相談所で開催されている。市民はこれらの機会を活用して緑化活動に参画している。景観や環境に関わる市民グループの活動としては、「芦屋川に魚を増やそう会」、「芦屋の自然を守る会」、「芦屋の自然林を守る会」、「芦屋の景観を考える会」、「芦屋のゴミを考える会」、「芦屋登山会」、



10-41 オープンガーデンの様子

「芦屋洋館建築研究会」などがあり多彩な活動が展開されている。

三、新たな展開をみせる市民活動

あしやオープンガーデン 市民ワークショップが開催さ

れ、平成十六（二〇〇四）年に宣言された「芦屋庭園都市宣言」のアクションプログラムとして、市民が個人の庭や公共の場で花壇づくりなどを行っている場所を公開するオープンガーデンが実施される運びとなった。平成十八年には、「第一回あしやオープンガーデン」が開催された。平成十八年の参加状況は、公開されているコミュニティガーデン（地域住民の手による公共空間などを活用したもの）が三四か所、個人の庭園が四か所であった。店舗はゼロから始まったが、毎年参加が増えていた。参加募集は市の広報紙や市内の公共掲示板、ホームページなどで行なう一方、市から補助金を受けて活動している市内の緑化グループにも呼びかけられた。その結果、コミュニティ（グループ単位）の参加が大半を占めており、個人の参加はま

だ少ない。開催期間は四月の数日間である。平成二十年の第三回オープンガーデンでは、市内五一か所で開催された(10・41)。

今後は、個人庭園の参加と見学者を増やし、マナー(見学者)の向上に努めることによってオープンガーデンをさらに盛り上げ、コミュニティや参加者や来訪者との交流が深まって「芦屋市庭園都市宣言」を実現していくことが望まれる。

持続可能な庭園都市をめざして 平成十六(二〇〇四)年に起草された芦屋市庭園都市宣言のアクションプログラムとして、緑の交流会を開催し、既存の市民活動団体の交流会や仲間づくりの交流会、団体間のネットワークづくり、地域での交流などの機会を設けたりしている。花と緑に関する助成制度としては、緑化等環境保全事業助成(平成二十二年終了予定)や、住民緑化団体育成事業に係る助成などがある。平成十八年には、のじぎく兵庫国体が開催され、本市も競技の場を提供するだけでなく、さまざまな「おもてなしの心」を表現するために、一層の緑化に努めた。

このように、本市では、昭和二十六(一九五二)年に「芦屋国際文化住宅都市建設法」という先進的な法律が制定されたことに始まり、平成十六年の「芦屋庭園都市宣言」に至るまで、さまざまな取り組みのなかで国際的で美しい景観を有する庭園都市がめざされてきた。阪神・淡路大震災後は市民活動もさらに積極的に機能し、新しい芦屋市の姿を模索しながら、緑あふれる都市づくりが進められている。これから成熟社会を迎えるなか、どのように効率よく快適で緑豊かな、そして美しい景観のあるまちづくりを進めていくかは大きな課題でもある。